

事務連絡
令和4年3月15日



各団体の長殿

三重労働局雇用環境・均等室長

春季における年次有給休暇の取得促進について

労働行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年の年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率は56.6%と、前年より0.3ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然として政府目標とは大きな乖離があります。

三重労働局では労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正に基づく全ての企業において年10日以上年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得の周知を図るとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や連続休暇の取得しやすい時季に集中的な広報を行う等、年休取得促進に向けた機運の醸成を図っているところです。

特に、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式が求められる中、ゴールデンウィークの短期間に限定せず、この春における休暇の取得を促進する内容とするとともに、年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば、計画的な業務運営に加え、休暇の分散化にもつながると考えられるため、年休の計画的付与制度の導入が効果的です。

つきましては、別送にて、資料をお送りしますので、掲示・配布いただくとともに、同封しております広報文例を参考に、広報誌やホームページなどにより周知していただきたく、御協力方よろしくお願いいたします。

また、リーフレット等は、以下のサイトからもダウンロードできます。

別添

- ・ 広報文例
- ・ 年次有給休暇取得促進ポスター
- ・ 年次有給休暇取得促進リーフレット

○働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp>

（担当）三重労働局雇用環境・均等室

TEL：059-226-2318 担当：常川、市村